

被害者支援の視点から見た死刑制度

慶應義塾大学
太田達也

日本の死刑制度について考える懇話会
2024年5月13日

被害者学と被害者支援の発展と批判

1960年代	被害者学の日本への紹介	→	被害者学不要論—犯罪学者から
1970年代 ～80年代	犯罪被害者補償制度の検討 犯罪被害給付制度の創設		死刑推進派との誤解—死刑廃止論者から
1996年	新たな被害者支援の幕開け 被害者対策要綱(警察庁)	→	被害者の法的地位の向上は、被疑者・被告人の権利を侵害するものとして批判—刑事訴訟法学者や弁護士会から
2000年代	被害者関連立法 公判・審判での意見陳述・聴取 被害者参加制度 仮釈放意見聴取 心情聴取・伝達制度	→	重罰化や仮釈放停滞の原因が被害者や被害者支援のせいだとの批判「報復的な」処遇との批判—刑事法研究者や弁護士会から

今後も、死刑制度の存否も含め刑事司法制度上の問題が被害者や被害者支援のせいにされ続けるのか？

被害者学や被害者支援に対する誤解

被害者支援 vs 犯罪者の権利保障

なのか？

被害者支援 ^{両立} ⊕ 犯罪者の権利保障

3

被害者学や被害者支援に対する誤解

被害者支援 vs 犯罪者の社会復帰

なのか？

被害者支援 ^{両立} ⊕ 犯罪者の社会復帰

被害者は犯罪者の再犯防止を願う。

4

被害者学や被害者支援に対する誤解

被害者支援 = 重罰化, 死刑容認

なのか？

被害者支援 犯罪者の厳罰で達せられるものではない

犯罪被害者等基本法 第3条1項 自己目的性の原則

被害者支援の視点から見た
死刑存廃論

被害者感情と従来の死刑存廃論

従来の死刑の存廃論において、すぐに被害者感情が持ち出される。

死刑存置論

「被害者の辛く厳しい感情を考れば死刑制度はあるべき」


「死刑制度があるから被害者感情が満たされている」

死刑廃止論

「全ての被害者が死刑を望んでいる訳ではない」

「犯罪者を宥恕する被害者もいる」

被害者感情が持ち出されること自体、存置論、廃止論の閉塞性を物語る。

 いずれにせよ、被害者感情が持ち出されると途端に思考停止

上記の理屈は本当に成り立つのか？

7

死刑制度と被害者の処罰感情

「死刑制度があるから被害者感情が満たされている」

のか？

8

犯罪被害の実態と死刑の実態

死亡した被害者数 年間600人～1,500人

→ 600世帯から1,500世帯が犯罪により家族を失っている。

但し、殺人の約半数(45%)は親族間で発生。

→ 300世帯から700世帯が親族以外の者の犯罪により家族を失う。

死刑確定判決 年間0人～23人

遺族のごく一部しか犯罪者が死刑になっていない

9

犯罪被害の実態と死刑の実態

	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
死亡した被害者数	1,446	1,453	1,386	1,324	1,322	1,359	1,292	1,249	1,280	1,350	1,334
死刑確定者	5	6	5	5	7	3	3	3	4	7	4

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
死亡した被害者数	1,345	1,441	1,368	1,432	1,397	1,354	1,283	1,133	1,230	1,058
死刑確定者	6	5	3	2	14	11	21	23	10	17

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
死亡した被害者数	997	965	906	816	836	799	751	709	690	700
死刑確定者	9	22	10	8	7	2	7	2	2	5

	2020	2021	2022
死亡した被害者数	687	642	598
死刑確定者	2	4	-

注 死亡した被害者数は警察統計による。死刑確定者数は検察統計年報による。

10

死刑制度と被害者の処罰感情

「被害者は死刑制度を望んでいる」

のか？

11

被害者感情の複雑性

加害者の死刑を望む被害者遺族が多くいるという現実の一方で、

被害者感情は複雑かつ変化するもの

加害者が死刑になっても亡くなった家族は戻ってこない

死刑判決や死刑執行は通過点に過ぎないという

犯行動機等を黙秘している場合、死刑執行により永久に真実が闇に葬られる

死刑の執行により事件が風化することへの不安、不満

死刑の執行により犯罪者による損害回復が不可能に

人を恨む事への疲弊、葛藤、人の死を望む事へのジレンマ

12

被害者感情の複雑性

被害者の苦しい複雑な気持ちを単純化したり矮小化したりすることや、一部の特定の被害者の見解を一般化したりすることは、被害者に対する冒瀆

13

被害者感情と刑罰制度

被害者感情が刑罰を正当化するという理屈をとった場合、殺人や強盗殺人、強盗不同意性交致死以外の罪の場合は、どうなるのか。

傷害致死	被害者遺族にとってみれば、殺人と同じ
過失運転致死	遺族には過失犯だからという理屈は関係ない。
不同意性交 傷害	魂の殺人と言われるほどの罪 被害者感情も極めて悪い
財産犯	被害者が植物状態になるケースもある。
	被害者が自殺するケースもある。

→ これらの犯罪類型にも死刑を法定し、適用するのか？

14

被害者感情

被害者感情は、被害者だけのものである。

被害者の処罰感情や死刑欲求は、他者が評価したり、利用したりするべきものではない。

被害者感情と死刑

被害者感情から死刑制度を正当化することは妥当でない。

被害者支援の自己目的性

国の刑罰制度をどうするか，死刑を存置するかどうかは，国の政策的判断

死刑は被害者感情を充足するために行うものではない。

反対に，死刑を廃止するために，被害者支援を行うのではない。

被害者支援は，死刑廃止の手段ではなく，**被害者支援は，それ自体が目的(自己目的性の原則)**

死刑存廃論の前提

被害者は，被害の前の状態には戻れないとしても，被害者が生活を営むことができるよう最大限の支援を要する。

また，被害者が受けた損害を犯罪者ができる限り補填する努力をさせることは必要である。

死刑の有無とは関係なく，犯罪被害者の回復のための支援制度を整備すべき。

死刑を廃止する場合，受刑者は社会に戻る可能性がある。

その再犯だけは絶対に防ぐ必要がある。

再犯防止のための刑事司法制度を整備すべき。

被害者の視点から見た 死刑制度の運用

死刑の執行時期（拘置期間）

死刑を執行された者の平均拘置期間

7年11箇月（平成9～18年）

5年 4箇月（平成15～27年）

7年 9箇月（平成24年～令和3年 法務大臣発表）

cf. アメリカ 19年5月（2021）ますます長期化

死刑の執行を待つ者の拘置期間

10年，20年，30年以上執行を待つ死刑確定者の存在

背景 再審請求，恩赦出願，共犯者が未検挙

死刑執行までの期間長期化の問題

死刑確定者自身の問題

本人の精神的負担

司法制度上の問題

拘禁刑＋死刑？

執行前の自然死(執行不能)

執行順序の不公平性(不公正)

反省する者・死にたい者は即執行,

反省しない者は延命？

被害者にとっての問題

被害者遺族にとって事件がいつまでも「終結」しない

「通過点」すら通過できない

	死刑確定	死刑執行	死刑執行不能決定	未済
2006	21	4	0	94
2007	23	9	1	107
2008	10	15	2	100
2009	17	7	4	106
2010	9	2	2	111
2011	22	0	3	130
2012	10	7	0	133
2013	8	8	3	130
2014	7	3	5	129
2015	2	3	1	127
2016	7	3	2	129
2017	2	4	4	123
2018	2	15	0	110
2019	5	3	0	112
2020	2	0	3	111
2021	4	3	3	109
2022	0	1	1	107

すぐに執行しろ, というのではなく, これらは運用改善で治癒できる問題か？

21

死刑執行の事前通知・告知

被害者(遺族)にも事前通知は行われていない。

死刑執行の事後通知制度は, 2020年10月21日から施行

一部の被害者団体や被害者遺族が執行の事前通知と立会を国に要望

→ 被害者への事前通知だけでなく, 死刑確定者への事前告知の問題と一緒に議論する必要がある。

現在, 死刑の執行告知は執行の当日朝行われる。

1970年代までは前日に告知 親族と面会, 遺書など

1975年10月3日 福岡現金輸送車強盗事件 死刑確定者自殺

最判平成11年3月9日 死刑執行当日告知による執行は残虐な刑罰に当たらない。

大阪地判令和6年4月15日 執行の告知を含む死刑の執行方法は刑事裁判手続でのみ争うことができる。現在の法令による死刑執行方法による死刑執行を甘受すべき義務を負い, 死刑執行告知と同日に死刑執行されることのない法的地位ないし利益を有するものとは認められない。

22

死刑執行の事前告知・通知

死刑確定者に事前告知すべきとの主張の根拠

- ・家族との最後の面会
- ・財産の処分、遺骨の引渡先や葬儀等の相談
- ・心の準備
- ・被害者への謝罪の機会
- ・異議申立の機会がある

被害者に事前通知すべきとの主張の根拠

- ・突然の執行による疎外感(被害者不存在の刑の執行)
- ・立会のための事前通知
- ・被害者が死刑確定者に真実の告白の要求

事前告知の問題

- ・心情の不安定化、自殺のおそれ、刑務官への危害
- ・支援者団体等への連絡
 - 反対運動、執行停止の嘆願、訴訟
- ・死刑執行の反対運動の被害者への二次被害となる

➡ 死刑確定者への事前告知を巡る問題は解決できない問題か？

23

死刑確定者に対する心情伝達

- ・2023年12月1日から懲役・禁錮(2025年からは拘禁刑)受刑者や少年院在院少年に対する被害者の心情聴取・伝達制度が導入・施行
- ・死刑確定者に対しては認められない。
 - 理由 死刑確定者の心情安定のため？
- ・重大事件ほど犯罪者に対する心情の伝達や質問の要望高い。
- ・被害者の死刑確定者との面会や信書の制限？(弁護士や宗教家経由の可能性も)
 - cf. 受刑者の場合は、被害者の損害賠償の請求に関するものの場合、面会や信書の発受、許可(法務省矯正局長依命通達)
- ・被害者遺族の中には死刑確定者に思いを伝えたい、或いは事件について聞いてみたいとするニーズがある。

24

死刑確定者に対する心情伝達

死刑確定者に対しても心情聴取・伝達制度が認められるべき。

「報復的な」処遇あるいは「残虐な」処遇か？

心情聴取の目的の一つは、処遇や待遇の改善のためであるので、これは認められるべきである。

心情伝達も、相当性判断の見極めが難しいが、可能な場合があるのではないか。一律、認めない理由にはならない。

25

死刑と損害回復

- ・死刑確定者も、当然ながら、被害者への賠償責任はある。
- ・死刑確定者が出版した本の印税を被害者に渡し、被害者も受け取るケースはある。
- ・死刑執行によって被害者への損害賠償は永久に不可能になる。
- ・裁判所が、たまたま無期刑や有期刑を言い渡せば損害賠償の可能性は残るが、死刑となれば可能性は潰える。
- ・死刑は命を差し出すのであるから、賠償は「チャラ」か？
- ・死刑確定者に対し損害賠償請求訴訟を提起する被害者はどれくらいいるか？ 抑制？ 損害賠償命令の実態？

26

死刑と損害回復

- ・被害者は、一方で加害者の死刑を望む。
- ・しかし、死刑になれば損害回復は不可能になる。

➡ 被害者にとってのジレンマ

- ・死刑の執行までの期間が長期化している。
- ・死刑確定者も、拘置所で自己契約作業を行うことができる。
18%の死刑確定者が作業を行い、報酬を得ている。

➡ 死刑確定者に損害賠償に向けた指導をすべきでは？

27

国による損害賠償の立替払いと死刑

日弁連や被害者団体が国による犯罪者の損害賠償立替払制度の導入を主張

メリット

被害者への賠償が実現、被害者の負担軽減

デメリット・課題

犯罪者の社会復帰を阻害？ 逃走、雲隠れ

モラルハザードの危険性 犯罪者は何をしても、後は全て国が補填してくれる。

立替払いをする被害者の範囲を限定することが正当化されるか？

殆どの犯罪者が国に弁済できないことは明らか

➡ 結局、国が事実上被害者に賠償することになる。

➡ 死刑が確定している場合も立替払いをするのか？

ref. 被疑者不明や死亡の場合は、別途、国による損害賠償並みの補償制度を主張

しかし、死刑確定者の場合、執行までは存命 ← 国はどうするのか？

28

残された課題と被害者(学)に対する新たな批判

1960年代	被害者学の日本への紹介	→	被害者学不要論—犯罪学者からの批判
1970年代 ~80年代	犯罪被害者補償制度の検討 犯罪被害給付制度の創設		死刑推進派との誤解—死刑反対論者からの批判
1996年	新たな被害者支援の幕開け 被害者対策要綱(警察庁)	→	被害者の法的地位の向上は、被疑者・被告人の権利を侵害するものとして批判—刑事訴訟法学者や弁護士会
2000年代	被害者関連立法 公判・審判での意見陳述・聴取 被害者参加制度 仮釈放意見聴取 心情聴取・伝達制度		重罰化や仮釈放停滞の原因が被害者や被害者支援のせいだとの批判—刑事法学研究者や弁護士会
2020年代	被害者に対する損害回復 損害を補填する犯給制度と求償 国による損害賠償の買取・立替払	→	犯罪者の更生を阻害するとの批判 残虐な刑罰との批判

29

犯罪被害者への賠償を どう実現するか

刑事司法と損害回復

太田 達也 著



刑事司法制度における 犯罪被害者への損害回復 その実現に向けた提言

司法関係者の殆どが無理だとしてきた犯罪者による被害者への賠償を巡る状況を打破し、警察、検察、刑務所、保護観察所といった刑事司法機関が為すべき方を提案する。

慶應義塾大学出版会
2024年4月下旬発売 ISBN 9784-7664-2591-0
定価(本体3,200円+税) 四六判・上製・480頁

御清聴ありがとうございました。